

## 苦情処理の解消は無理！！

「雄叫び第105号」2月5日付の分会情報で明らかにしたように、2月1日総点呼前の体操に出るため、村上分会長が保護メガネを着用せず、仕業詰所の隣にあるトイレの横まで出たところで、「保護メガネを着用するように」と竹腰首席助役から注意を受けました。村上分会長は、再度仕業詰所に戻り保護メガネを着用して、体操が終了してから点呼場に行こうとしたところ、後をつけて来た竹腰首席助役が、仕業詰所に非番で待機している社員のいる前で、勤務時間外の「体操に出なさい」と命令しました。その命令に「うるさい」と、反論した村上分会長に対して「今の言葉は暴言だ」と竹腰首席助役が言ったことに「苦情申告票」を会社に提出しました。そのやり取りを聞いた村上分会長は「苦情処理の体をなしていない」「会社のやり得は許さない」と分会に相談し明らかにしました。

## 苦情処理に問題は無いか？！

そもそも、職場で竹腰首席助役の勤務時間外の対応に問題があります。勤務時間外に大声をあげて「保護メガネを着用せよ！」「体操をせよ！」と、強要されるものではありません。

会社は「協約、就業規則にてらしても、苦情処理会議には該当しません」との見解です。職場内での問題や個人的にも会社からの恣意的な嫌がらせ、勤務時間内・外での管理者による「規律と忠誠心」「命令と服従」はJR東海会社の十八番であります。世間で言う「パワーハラスメント・セクハラ等」が、当たり前横行しています。社員への責任を押し付ける事で「JR東海会社ブランド」の裏側では、「心の病」や「病氣休職」、そして「自らの命を絶つ事」等が繰り返されています。

「苦情処理会議を開催すべき」といっても「開催しない」。「保護メガネを着用せよ・体操をせよ」は、竹腰首席助役の強要ではないのかは「強要ではありません」だとか、今回の事態を会社側は否定し認めません。村上分会長に一切の責任を押し付けようとしているのが現実です。

苦情申告票を会社に上げて苦情を解消する制度に、そもそも問題があります。それは、形ばかりの苦情処理であって、会社にとって有利な「協約・就業規則」になっている内容では無理です。

私たち名古屋車両所分会は「協約・協定・就業規則」に組合と会社との間で解釈の相違や見解の違い等が沢山あり、早急な団体交渉で解消すべきと考えます。

そして、竹腰首席助役は村上分会長へ勤務時間外での「体操せよ・保護メガネをせよ」の強要について素直に謝罪すべきです。

## 竹腰首席助役は、村上分会長に「謝罪」しろ！！